

令和2年3月期 木城町農業委員会総会会議録

開催期日	令和2年3月30日(月)午後1時25分～3時30分まで
出席委員	(農業委員 7人) 1番:鎌田勝敏 2番:工藤久美子 3番:坂本康充 5番:堀田計一 6番:西和浩 7番:後藤ミホ 8番:平野豊文 (農地利用最適化推進員 6人) 吉岡定男 藤井恒美 國岡伸二 久保田博文 田村和之 西哲郎
欠席委員	(農業委員 0人 推進員 0人) 農業委員: 0名 推進委員: 0名
出席職員	事務局長: 淵上達也 専門監: 三隅秀俊 主事: 眞崎哲子
会議録署名委員	5番: 堀田 計一 6番: 西 和浩
議事日程	令和2年3月30日(月)1日間
報告	(1) 3月の行事報告について (2) 農地転用事前調査報告(5条 1件) (3) 農家相談日結果報告について(1件) (4) 各委員活動報告について (5) 事務局報告について ① 合意解約書の提出について ② あっせん譲受等候補者名簿登録申請について ③ 利用配分計画の認可について ④ その他
会議事件	議案第9号 農地法第3条の規定による許可申請の承認について 議案第10号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の承認について 議案第11号 農用地利用集積計画(所有権移転)について 議案第12号 農用地利用集積計画(利用権設定)について 議案第13号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の改正に伴う意見について 議案第14号 農業振興地域整備計画中の農用地区域計画に係る意見について
(事務局) 事務局長	総会が始まる前に副町長が3月31日付をもちまして、退職をされるという事で、皆様の前で挨拶をさせていただきたいという事ですので、時間を設けさせていただきました。副町長よろしくお願ひします。

<p>副町長</p>	<p>皆様こんにちは。副町長の横田です。今、産業振興課長の方からありました通り、私が明日をもって退職をさせて頂くということになりました。振り返ればですね、40年2ヶ月あっという間に過ぎ去ったような気がします。ただ、あの役場に入ったころの思いとかですね、そういうものは、ずっとなくなることはないと思っておりますので、これからはしっかりと町をサポートできるようにですね、職員を見守ったりとか、行政を見守ったりとか、そういう思いを持ちながらですね、生活をしていきたいなど。</p> <p>農業委員会の皆様におかれましてはですね、農業政策、本当にご尽力頂きありがとうございます。また今年は解散にあたりまして、多くの方がご勇退をされるとお聞きしておりますので、私と一緒にですね、この木城町をですね、見守り続けて頂ければと思いを致しております。</p> <p>長い間、本当にありがとうございました。</p>
<p>(事務局) 事務局長</p>	<p>すみません。4月1日付で、人事異動が行われますが、農業委員会からですね、三隅専門監が町長部局へ異動ということで、今度、町民課長に昇格をされます。それから、三隅専門監の後に、町民課の高橋係長が農業委員会の専門監ということで後任として配属をされます。お二人には総会終了後に挨拶を頂きたいと思っておりますのでよろしくお願いします。</p> <p>それでは、3月期の木城町農業委員会定例総会を開始させていただきます。皆様、ご起立ください。一同、礼。ご着席ください。それでは、会に先立ちまして会長からご挨拶をいただきます。よろしくお願いします。</p>
<p>議長（会長） 鎌田 勝敏</p>	<p>先程はですね、副町長また三隅専門監、異動の時期でですね、たいへん忙しい時間でもありますので、皆さんお忙しい中をですね、出席頂きました。自然界でいえばですね、今の時期と言いますか、3月20日は彼岸だった訳ですが、三寒四温、あるいは、暑さ寒さも彼岸までという言葉ですね、にわかですけど、近年はですね、暖冬、暖冬でたいした寒さもなく春を迎えて、今、花が満開だという状況にあるところでありますが、寒さがなかった分ですね、新型コロナウイルスがですね、世界に猛威を奮って、たいへん肝を冷やしている所でもあります。もう他人ごとではないという気がするのですが、ニュースを見てましてもですね、芸能人の方もお亡くなりになったということですね、もう2、3日前に発病されたとニュースで聞いておりましたら、数日経った今日亡くなったということで、なお他人ごとではないという気がしてなりません。皆様方におかれましてはですね、木城では大丈夫ということじゃなくて、体力もつけながら心してですね、自分の身を守って頂きたいと思うことでもあります。また、農作業におきましてはですね、早期水稻の田植えの真っ盛りでたいへん忙しい時でもあります。しかも、作付け区におかれましても作付けあればその管理と、天候不順の中で大変な日々ですがどうか体には気を付けられてですね、頑張っ頂ければと思います。本日は六つの案件が提示されております。どうかよろしくご審議されるようお願い申し上げます。</p>

<p>議長（会長） 鎌田 勝敏</p>	<p>それでは、ただ今から令和2年3月期の定例総会を開会いたします。</p> <p>本日の本会議の出席は、農業委員7名全員出席ですので総会は成立しています。農地利用最適化推進委員の出席は6名全員出席ですので合計13名の出席となります。</p> <p>議事録署名委員の指名ですが、私の方から指名させていただいてよろしいでしょうか。</p> <p>（異議なし）</p> <p>それでは、5番堀田計一委員と6番西和浩委員にお願いします。</p> <p>次に、会議書記の指名を行います。本日の会議書記には、農業委員会事務局職員の三隅専門監と眞崎主査を指名いたします。</p> <p>それでは、本会議に入ります。</p>
<p>議長（会長） 鎌田 勝敏</p>	<p>議案第9号 農地法第3条の規定による許可申請の承認についてであります。事務局長の朗読と説明をお願いします。</p>
<p>事務局 （事務局長）</p>	<p>それでは、総会資料の11ページをお願いします。</p> <p>議案第9号農地法第3条の規定による許可申請の承認について農地法第3条の規定による許可申請を下記のとおり提出する。</p> <p>受付番号7番 貸付人・借受人につきましては表記のとおりです。土地表示 大字椎木字新古場〇〇番 地目 畑 地積 1,989㎡ 他3筆 計 田2筆 畑2筆 全部で4筆の5,712㎡ 移動区分 使用貸借 借賃 全部で0円 経営状況 家族 1人 労働力 1人 経営面積 5,712㎡ 移動の理由 農業者年金に伴う再設定 担当は8番平野委員 更新です。資料につきましては13～14ページに添付してあります。</p> <p>受付番号8番 貸付人・借受人につきましては表記のとおりです。土地表示 大字椎木字牧ノ内〇〇番 地目 畑 地積 2,331㎡ 移動区分 売買 全部で400,000円 経営状況 家族 4人 労働力 4人 経営面積 54,979㎡ 移動の理由 規模拡大 担当は3番坂本委員です。資料につきましては15ページに添付してあります。</p> <p>受付番号9番 貸付人・借受人につきましては表記のとおりです。土地表示 大字椎木字下ノ谷〇〇番 地目 畑 地積 2,549㎡ 他3筆 計 畑4筆 11,618㎡ 移動区分 賃貸借 全部で60,000円 経営状況 家族 6人 労働力 6人 経営面積 0㎡ 移動の理由 新規営農 担当は8番平野委員 新規です。資料につきましては16～22ページに添付してあります。</p>

<p>(事務局) 事務局長</p>	<p>受付番号 10 番 貸付人・借受人につきましては表記のとおりです。土地表示 大字椎木字桃木窪〇〇番 地目 畑 地積 1,063 m² 他 2 筆 計 畑 3 筆 地積 11,209 m² 移動区分 賃貸借 借賃 全部で 55,000 円 経営状況 家族 6 人 労働力 6 人 経営面積 0 m² 移動の理由 新規営農 担当は 8 番平野委員 新規です。資料につきましては 23～27 ページに添付してあります。</p>
<p>議長 (会長) 鎌田 勝敏</p>	<p>それでは、説明が終わりましたので、担当委員の説明をお願いします。 受付番号 7 番につきましては、更新という事で担当委員の説明は省かせていただきます。 それでは 8 番につきまして、坂本委員から説明をお願い致します。</p>
<p>(3 番) 坂本 康充</p>	<p>受付番号 8 番について説明いたします。 譲渡人は牧ノ内の〇〇さん、譲受人は高鍋町の〇〇さんであります。 移動理由は規模拡大となっております。利用目的といたしましては、主に大根・甘藷・葱等の作付けをされるそうです。 場所は 15 ページをご覧ください。使われる所の右手はすぐ高鍋町になるわけで、この近くに〇〇さんは畑を持っておられて、葱・甘藷・大根の作付けをされてるそうです。 説明は以上です。審議の程よろしく願いいたします。</p>
<p>議長 (会長) 鎌田 勝敏</p>	<p>それでは受付番号 9 番 10 番が平野さんの担当でありますので、続けて説明をお願いします。</p>
<p>(8 番) 平野 豊文</p>	<p>9 番 10 番につきましては、直接私達は〇〇さん、〇〇さんについても全然接点がございません。本人達の合意の下でできたという事で、土地を確認してくれという事でございまして、私と藤井さんと二人で確認をいたしまして、内容については本人達だけで私達は分かりません。ただ、ミカンを作るという事だけ聞いております。以上です。</p>
<p>議長 (会長) 鎌田 勝敏</p>	<p>それでは審議に入りたいと思いますが、議案第 9 号農地法第 3 条の規定による許可申請の承認についてであります。 受付番号 7 番 8 番 9 番 10 番につきまして質疑をお受け致しますが、質疑のある方は挙手の上、受付番号を言われて質疑に入ってください。 (質疑なし) 質疑が無いようですのでお諮り致します。議案第 9 号農地法第 3 条の規定による許可申請の承認についてであります。受付番号 7 番 8 番 9 番 10 番につきまして賛成の方は挙手をお願い致します。 (全員挙手)</p>

議長（会長） 鎌田 勝敏	全員賛成という事でありますので、承認可決と致します。
議長（会長） 鎌田 勝敏	つづきまして議案第 10 号農地法第 5 条の規定による許可申請の承認についてであります。事務局長の朗読と説明をお願い致します。
(事務局) 事務局長	資料の 28 ページをお願い致します。議案第 10 号農地法第 5 条の規定による許可申請の承認について農地法第 5 条の規定による許可申請を下記のとおり提出する。 受付番号 1 番 譲渡人・譲受人につきましては表記のとおりです。土地表示 木城町大字椎木字荒瀬〇〇番 地目 畑 地積 453 m ² 移動区分 売買 転用目的 一般住宅（社宅）建築 施設の概要 建築面積 111.92 m ² 担当委員は、7 番後藤委員です。資料につきまして 29～43 ページに添付してあります。以上です。
議長（会長） 鎌田 勝敏	事務局より、写真説明をお願いします。
(事務局) 眞崎 主査	(プロジェクターを使用し写真説明)
議長（会長） 鎌田 勝敏	ただ今、説明が終わりました。担当の 7 番後藤委員から説明があればお願いします。
(7 番) 後藤 ミホ	詳しく説明頂いたので私からはありません。審議をお願いします。
議長（会長） 鎌田 勝敏	それでは質疑に入ります。議案第 10 号農地法第 5 条の規定による許可申請の承認について、受付番号 1 番について質疑のある方は挙手の上質疑をお願いします。
(5 番) 堀田 計一	個人住宅（社宅）と書いてありますが、住居の地図を見ると住宅という感じがするんですね。社宅には…。
(事務局) 眞崎 主査	そうですね、設計図としてはこのような形で作られるという事ですが、あくまで社員さんの住宅という事で建設されるという事でした。
(5 番) 堀田 計一	社員さんは入るところがないような気がするけど。
(事務局) 事務局長	本人さんは、ここには住まないんですよ。
(5 番) 堀田 計一	社員が住むと？。わかりました。

議長（会長） 鎌田 勝敏	他にはございませんか？
(8番) 平野 豊文	私道を利用するという事だったんですけど、ここの私道は〇〇さんじゃないかと思うんですけど。もうおられないけど大丈夫なんですか？
(事務局) 眞崎 主査	建つのは道路側です。道路からの入口、宅地までの通路みたいになってますが、そこは使われないので道路からの出入りになります。
(事務局) 事務局長	今質問がありましたのでちゃんと説明しますけど、眞崎の方からの説明で道路から 1.5 メートル位町道敷があります。その部分が畑と同じような構造になってるんですけども、そこについては一応占用申請を環境整備課の方に申請をしてる段階ですが、占用申請については非常に道路敷が広いので。これについては売買か占用申請とするかは今協議をしてるところですが、いずれにしてもそれについては町の方で対応するという事です。
議長（会長） 鎌田 勝敏	<p>他に質問はありませんか。</p> <p>(質疑なし・意見なし)</p> <p>他に質疑が無いようですので、お諮り致します。議案第 10 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の承認についてであります。受付番号 1 番につきまして賛成の方は挙手をお願い致します。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成との事ですので議案第 10 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の承認について受付番号 1 番につきましては承認したいと思います。</p>
議長（会長） 鎌田 勝敏	つづきまして、議案第 11 号農用地利用集積計画（所有権移転）についてであります。事務局長の朗読・説明をお願い致します。
(事務局) 事務局長	<p>44 ページをお願いします。議案第 11 号農用地利用集積計画（所有権移転）についてであります。農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、下記利用集積計画の決定を求める。</p> <p>整理番号 1 番受付番号 7 番 移動区分 売買 譲受人・譲渡人につきまして は表記のとおりです。土地表示 大字川原字榎野〇〇番 地目 畑 地積 4,546 m² 他 3 筆 計 10,499 m² 利用目的 施設園芸 売買価格 全部で 2,918,000 円 支払方法 口座払い 移転時期・支払時期・引渡時期 2020 年 5 月 29 日 担当は 2 番工藤委員です。農地中間管理機構が行う特例事業となり ます。地図は、45 ページに添付してあります。以上です。</p>

<p>議長（会長） 鎌田 勝敏</p>	<p>この件は、農地中間管理機構が行う特例事業という事で、前に〇〇さんの用地であります。担当委員の説明は省かせていただきます。 質疑をお受けしたいと思います。質疑のある方は挙手をお願いします。</p>
<p>（6番） 西 和浩</p>	<p>直接農業委員会には関係ないかもしれないんですけど、上屋とかハウスとかマンゴーの木とかあったと思うんですけど、その辺も一緒に買い取られるという形でしょうか？</p>
<p>事務局 （事務局長）</p>	<p>まず 2,918,000 円につきましては、農地中間管理機構と〇〇さんの間で進められておりましたこの事業の残金で〇〇さんが買い取る、上物につきましては〇〇さんと〇〇さんとの話し合いになっておりますが、それについては売買が成立しております。 金額についてはここではあれですけど、マンゴーについては全部伐採をして良いという許可を〇〇さんがもらったようです。金柑については伐採の予定でしたが、全部伐採するのではなく若干は〇〇さんの方でも利用をしてみたいという意向もあったようです。それから先どのように進んでるかというのは、また情報が入りましたらお知らせしたいと思います。</p>
<p>議長（会長） 鎌田 勝敏</p>	<p>他にございませんか。 （質疑なし・意見なし） 他に質疑が無いようですので、お諮り致します。議案第 11 号農用地利用集積計画（所有権移転）について、受付番号 7 番につきまして賛成の方は挙手をお願いします。 （全員挙手） 全員賛成との事ですので議案第 11 号農用地利用集積計画（所有権移転）について承認可決と致します。</p>
<p>議長（会長） 鎌田 勝敏</p>	<p>つづきまして議案第 12 号農用地利用集積計画（利用権設定）についてであります。事務局長の朗読と説明をお願いします。</p>
<p>（事務局） 事務局長</p>	<p>46 ページをお願いします。議案第 12 号農用地利用集積計画（利用権設定）について農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、下記利用集積計画の決定を求める。 整理番号 1 番受付番号 15 番 移動区分 使用賃借 借受人・貸付人につきましては表記のとおりです。土地表示 大字椎木字油田〇〇番 地目 田地積 145 ㎡ 利用目的 稲作 始期終期 2020 年 4 月 15 日から 2023 年 12 月 2 日（3 年 7 ヶ月） 借賃 全部で 0 円 経営面積 4.5ha 家族数 2 人 稼働労働力 2 人 担当は 8 番の平野委員です。 更新となります。資料は 50 ページに添付してあります。</p>

(事務局)
事務局長

整理番号 2 番受付番号 16 番 移動区分 賃貸借 借受人・貸付人につきましては表記のとおりです。土地表示 大字椎木字南中原〇〇番 地目 畑 地積 4,715 m² 利用目的 露地野菜 始期終期 2020 年 4 月 10 日から 2030 年 4 月 9 日 (10 年間) 借賃 15,000 円/10 a 経営面積 14.7ha 家族数 5 人 稼働労働力 5 人 担当は 3 番坂本委員で、更新です。資料は 51 ページに添付してあります。

整理番号 3 番受付番号 17 番 移動区分 賃貸借 借受人・貸付人につきましては表記のとおりです。土地表示 大字椎木字坪池〇〇番 地目 畑 地積 2,434 m² 他 10 筆 計 6,822 m² 利用目的 露地野菜 始期終期 2020 年 4 月 1 日から 2025 年 3 月 31 日 (5 年間) 借賃 18,500 円/10 a 経営面積 14.7ha 家族数 5 人 稼働労働力 5 人 担当は 3 番坂本委員で、更新です。資料は 52 ページに添付してあります。

整理番号 4 番受付番号 18 番 移動区分 賃貸借 借受人・貸付人につきましては表記のとおりです。土地表示 大字椎木字新古場〇〇番 地目 畑 地積 1,675 m² 他 2 筆 計 8,943 m² 利用目的 露地野菜 始期終期 2020 年 4 月 1 日から 2025 年 3 月 31 日 (5 年間) 借賃 15,000 円/10 a 経営面積 14.7ha 家族数 5 人 稼働労働力 5 人 担当は 3 番坂本委員で、更新です。資料は 53 ページに添付してあります。

整理番号 5 番受付番号 19 番 移動区分 賃貸借 借受人・貸付人につきましては表記のとおりです。土地表示 大字椎木字南中原〇〇番 地目 畑 地積 5,220 m² 利用目的 露地野菜 始期終期 2020 年 4 月 1 日から 2025 年 3 月 31 日 (5 年間) 借賃 10,000 円/10 a 経営面積 14.7ha 家族数 5 人 稼働労働力 5 人 担当は 3 番坂本委員で、更新です。資料は 54 ページに添付してあります。

整理番号 6 番受付番号 20 番 移動区分 賃貸借 借受人・貸付人につきましては表記のとおりです。土地表示 大字椎木字南中原〇〇番 地目 畑 地積 6,388 m² 利用目的 露地野菜 始期終期 2020 年 4 月 1 日から 2025 年 3 月 31 日 (5 年間) 借賃 12,000 円/10 a 経営面積 14.7ha 家族数 5 人 稼働労働力 5 人 担当は 3 番坂本委員で、更新です。資料は 54 ページに添付してあります。

<p>(事務局) 事務局長</p>	<p>なお、整理番号7番受付番号118番から整理番号10番受付番号121番の案件につきましては、農地中間管理事業での賃貸借契約となります。借受人は全て公益社団法人宮崎県農業振興公社となっており、3月19日に公社の審査会で全て可決されております。合計で、田4筆の地積1,828㎡、畑4筆の地積20,070㎡の集積面積となっております。今回の農地中間管理事業の配分計画の参考資料を資料58ページに記載しております。以上です。</p>
<p>議長(会長) 鎌田 勝敏</p>	<p>それでは、この案件につきましては更新あるいは中間管理機構が扱うということですので担当委員の説明は省かせて頂きます。それでは、質疑のある方は挙手の上、受付番号を言ってから質疑をお願い致します。</p>
<p>議長(会長) 鎌田 勝敏</p>	<p>(質疑なし)</p> <p>質疑がないようですのでお諮り致します。議案第12号農用地利用集積計画(利用権設定)について、受付番号15番から20番、公社扱いを118番から121番について承認に賛成の方は挙手をお願い致します。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成との事ですので、議案第12号農用地利用集積計画(利用権設定)受付番号15番から20番、公社扱いの118番から121番につきましては承認可決と致します。</p>
<p>議長(会長) 鎌田 勝敏</p>	<p>つづきまして、議案第13号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の改正に伴う意見についてであります。事務局長の朗読・説明をお願いします。</p>
<p>(事務局) 事務局長</p>	<p>59ページであります但し朗読させていただきます。</p> <p>議案第13号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の改正に伴う意見について、農業経営基盤強化促進法(昭和55年5月28日法律第65号)第6条第1項に基づき、別紙のとおり改正するため、農業経営基盤強化促進法施行規則(昭和55年8月29日農水令34)第2条により、別冊の通り意見を求めます。</p> <p>次のページに木城町長から農業委員会の会長宛に文書が出ておりますが、内容につきましては同じですので次のページを読ませさせていただきます。</p> <p>(参考資料説明)</p>

<p>議長（会長） 鎌田 勝敏</p>	<p>ただいま説明がありました。 質疑を受けたいと思います。質疑のある方は挙手をお願い致します。</p>
<p>（農地利用最適 化推進委員） 田村 和之</p>	<p>参考資料【根拠】②の方で、前年所得が350万円以上の場合に交付停止となっており、というのは説明していただきたいんですけど。</p>
<p>（事務局） 事務局長</p>	<p>基本的には、農業次世代人材投資事業というのは新規就農として新たに農業する人に対しては年間150万円という補助が出ます。それが経営開始型4年間計600万円、経営準備型を入れますと最高で2年間ありますので、6年間150万円が出るという形です。ただしその350万円を超えると、その人達は新規就農であるけども、純粹に農業所得で補助金を貰わなくてもやっていけるという事で補助金がカットになるという意味であります。</p>
<p>（農地利用最適 化推進委員） 田村 和之</p>	<p>補助金ですか。分かりました。</p>
<p>議長（会長） 鎌田 勝敏</p>	<p>他にございませんか。 この案件は、認定農業者を査定する上において非常に大事なことでありますので、真剣に審議をしていただければと思っております。</p>
<p>（事務局） 事務局長</p>	<p>基本的には、川原地域にも石河内地域にも農振地というのがあります。今後、棚田振興法というのもできまして、山間部の農地等も守っていかなければならないということで、平坦地と同じような形で所得を設けますと、今後担っていく認定農業者を選んでその地を守っていただくのは非常に難しくなってくるということで、300万という所得も非常に大きな金額ではありますがけれども、平坦地水利や農業基盤整備が終わっている所と全く同じ基準であるということではなくて、8割程度という形で認定農家として認めて山間地における農業を守っていった担い手を作っていくような考えであります。</p>
<p>議長（会長） 鎌田 勝敏</p>	<p>山間地はご存じの通り非常に効率が悪く、大型農機も入らないというような状況にあります。そういう所を一生懸命、まあ一年かけて農業に取り組んでいっても、所得は平坦地に比べるとそれ程上がらないというのはお分かりの事だと思います。そういう事を考えると認定農業者の査定審査おきましては、大変不利益というような事に繋がる考えがありますので、そういう事を踏まえながら考えていただければと思っております。 何か質問はございませんか。 (質疑なし) 改正につきまして意義がなければお諮りしたいと思いますがよろしいでしょうか。</p>

<p>(事務局) 事務局長</p>	<p>補足でいいですか？。</p> <p>これにつきましては県とも協議をいたしまして、当初はもっと割を低くしてたんですけども、県のバランスというの考えなければならぬという部分がありまして8割が限度だろうという事で、その旨、県と協議をして上げております。</p>
<p>議長 (会長) 鎌田 勝敏</p>	<p>300万というのは中々厳しいとは思いますが。ですけれども、今説明がありましたように、県の方からの指導も聞き入れなければならぬので、この目標でという事ですので、ご了解であるのかと思います。</p> <p>それでは質疑がないようでしたらお諮りしたいと思います。</p> <p>議案第13号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の改正に伴う意見についてであります。この案件についてこの改正でよろしいという方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成との事ですので、承認可決とします。</p>
<p>議長 (会長) 鎌田 勝敏</p>	<p>つづきまして、追加議案第14号 農業振興地域整備計画中の農用地区域計画に係る意見についてであります。事務局長の朗読と説明をお願いします。</p>
<p>(事務局) 事務局長</p>	<p>追加議案第14号 農業振興地域整備計画中の農用地区域計画に係る意見について、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第1項の規定により農業振興地域整備計画中の農用地区域計画に係る意見を求める件について下記のとおり提出する。</p> <p>番号1 変更内容 農用地区除外 事業計画者は表記のとおりです。申請地 大字椎木字石原新田〇〇 面積 432㎡ 地目 畑 申請理由 申請地に一般個人住宅及び車庫を建設する計画があり、農地転用申請を行うため 備考 農地転用許可の見込みあり</p> <p>これが追加議案として当初送れなかった理由といたしましては、受付は非常に早く終わってましたが、県と農政係とのやり取りで時間を要しておりまして、皆様に議案をお送りするぎりぎりまで県の方から返事があったという事で、受付が非常に早かったものですから家を建てるのを非常に待っておられるという事で、県からの協議も終わったという事で追加としてここであげさせていただいております。以上です。</p>
<p>議長 (会長) 鎌田 勝敏</p>	<p>それでは質疑に入ります。質疑のある方は、挙手の上質疑をお願いします。</p>

<p>(8番) 平野 豊文</p>	<p>隣接というのは家ですか？</p>
<p>(事務局) 事務局長</p>	<p>この間認めていただいた〇〇さんが転用して家を建てた所が、この図面の左側です。</p>
<p>議長(会長) 鎌田 勝敏</p>	<p>場所はお分かりですかね。 他に質疑はございませんか。</p>
<p>(事務局) 事務局長</p>	<p>(場所の説明)</p>
<p>議長(会長) 鎌田 勝敏</p>	<p>それでは質疑がないようでしたらお諮りしたいと思います。 追加議案第14号農業振興地域整備計画中の農用地区域計画に係る意見について、この案件について賛成でよろしいという方は挙手をお願いします。 (全員挙手) 全員賛成との事ですので、承認可決とします。 以上で本会議を終了致します。</p>
<p>協議会</p>	<p>1 4月の行事予定について 2 その他</p>
<p>議長(会長) 鎌田 勝敏</p>	<p>以上をもちまして、令和2年3月期の定例総会を閉会します。</p>
	<p>この会議録は事実と相違ないことを確認し、ここに署名いたします。</p> <p style="text-align: center;">議 長</p> <p style="text-align: center;">署名委員</p> <p style="text-align: center;">署名委員</p>